

千葉県入札監視委員会令和元年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和2年2月4日(火) ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」	
委員	大杉 洋平 (弁護士) 寺部 慎太郎(東京理科大学理工学部教授) ○ 轟 朝幸 (日本大学理工学部教授) 永井 香織 (日本大学生産工学部准教授) ◎ 柳 久之 (研修講師) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に26件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に9件(11者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

審議事案概要

○ 指名停止業者一覧表に記載の指名停止措置期間について、「期間特例適用」とは何か。

○ 「課徴金減免制度（リーニエンシー）」のことである。これは、事業者が自ら関与した違反行為について公正取引委員会に報告した場合に適用されるものであり、この制度が適用された場合は指名停止措置期間を短縮することとしている。

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【幕張新都心地下駐車場受変電設備改修工事】</p> <p>○ 駐車場台数は何台か。</p> <p>○ 電気を使う用途は何か。照明以外に何に使われるのか。</p> <p>○ 本件は、全者とも入札金額が調査基準価格を下回る案件であり、参加業者の入札金額に倍以上の差があるが、この原因は何か。</p>	<p>○ 第1駐車場280台程度 第2駐車場460台程度である。</p> <p>○ 駐車場としては、照明のほか、主に地下の排水用の動力ポンプ、駐車場内の給排気ファン、エレベータに使用する。</p> <p>○ 今回の工事は第1駐車場用、第1公園用、第2駐車場用、第2公園用の4つの受変電を扱う工事である。通常受変電工事の4倍の規模の工事であり機器盤数は全部で29面という大きな工事となっている。1受変電設備あたりに換算すると2500万円程度の差額となる。</p> <p>通常受変電改修はメーカーの工場にて箱単位で製作したものを現地に搬入し据付けるという工事が一般的な施工であるが、今回は工事場所の制約から新規に機器を置くスペースが確保できないため、現状使用中の管体枠組を残し、中身の部品やケーブルを変える工事となっている。</p> <p>一部の部品交換等であれば通常電気工事にて改修可能であるが、今回は現地での盤内配線、また他メーカー製作の盤を流用した改修であり、現地据付の条件になると労働者をどれくらい配置すればよいか、事前の調査がどれくらい必要か等、電気工事会社の得意不得意が顕著にでる工事となっている。部品調達や技術者、調査等の差が今回の金額差に表れたと考えている。</p>

<p>○ 得意不得意というのは、金額の差で想定できるものなのか。安いところは強い・得意ということか。</p> <p>○ 設計金額はどのように算出しているのか。</p> <p>○ 価格調査とはどういうものか。</p> <p>○ 失格判定基準とはどのように設定されているのか。</p>	<p>○ そのような考え方もある。 ただし工事の内容については各会社が経験も踏まえて判断することになる。今回一番低い金額で入札した会社は得意な部分もあったと思うが、当局が考える施工方法等の差異が価格差につながったのではないかと考えている。</p> <p>○ 元となる設計概要については、前年度に実施した実施設計委託の成果により決定した。設計書に使う金額については、標準歩掛りや標準単価のほかに価格調査を実施し決定した。実施設計の内容と価格調査の価格を使用し、県の積算ルールに従って設計金額の算出をおこなった。</p> <p>○ 通常は県で決められた歩掛り・単価を使って積算をおこなうが、今回の工事のように標準歩掛りが無いもの、標準の単価が無いものに関しては、調査会社に適正価格の調査を依頼している。調査結果の価格を積算に使用している。</p> <p>○ 失格判定基準は2種類あり、予定価格5000万円以上と1億円以上で扱いが異なる。 予定価格5000万円以上の場合では、入札価格が、予定価格における直接工事費に100分の75を乗じた額、共通仮設費に100分の70を乗じた額、現場管理費に100分の70を乗じた額及び一般管理費に100分の30を乗じた額の合計額を下回った場合に失格としている。 そして、予定価格1億円以上の場合には合計額だけでなく、4つの項目のいずれかが下回った場合にも失格としている。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ○ 失格判定基準の根拠はなにか。 ○ 入札者の金額の違いは施工方法の違いによるものか。 ○ 各社調査基準価格を予測することは難しいのか。 ○ 落札した会社は一般管理費が低い、どのような調査をおこなったか。経緯も教えてほしい。 ○ 技術評価点の高い会社は経験値やノウハウがあり今回の案件も実施することができたのではないか。 ○ 今年度の工事における低価格入札者による落札は何件か。 ○ 応札者は、調査基準価格を下回る金額での入札となっているが、発注者側の過大積算・仕様明示等に誤りはなかったか。また入札参加者からの苦情はなかったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省の特別重点調査の基準を適用している。 ○ 失格の2社に対しては詳細なヒアリングができていないため想定になるが、落札した会社に確認したところ、今回の工事は既存の筐体枠組を残して部品を入れ替えていくという特殊で複雑な内容のため各社の経験やノウハウの差が価格にも出やすいと聞いている。 ○ 今回の工事は特殊な内容なため難しいと認識している。 ○ 一般管理費については、各会社の運営形態により差が出やすい費用と認識している。 低入札価格調査報告書で一般管理費の詳細を求めており、内訳の各項目について積算根拠等の内容確認を行い問題なしと判断できた。 ○ 経験及び技術力は高いと認識しているが、現状のルールに従って判定した。 ○ 本工事の1件となっている。 ○ 設計はルールに則って実施している。仕様誤りも無く苦情等はきていない。
---	--

<p>○ 入札後に設計内容の再確認は行ったか。</p> <p>○ 辞退者の辞退理由は何か。</p> <p>○ 契約から相当期間経過しており、工期末に近づいているが、業者の施工や工事進捗等について何か感じることはあるか。</p>	<p>○ 低入札価格調査時に仕様書、設計書について再度チェックをおこなった。 また、落札業者に対しヒアリングを行い、当局の設計に問題がないか確認をした。</p> <p>○ 技術者専任が困難になったと聞いている。</p> <p>○ 問題なく工事は進んでいる。 工事途中であるが適切に作業してくれており、よくやってくれていると感じている。</p>
---	---

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【ちば野菊の里浄水場（第2期）場内連絡管 布設工事（その2）】</p> <p>○ 最低価格入札者は、低入札価格調査報告書を期日内に提出し、書類不備となっているが、理由は何か。</p> <p>○ 最低価格入札者は、調査基準価格で見ると、約50万円低い金額で入札を行っただけで低入札価格調査の対象となっている。入札時の工事費内訳書と低入札価格調査で提出された積算内訳書の金額が大きく異なっているというのほどのくらいなのか。</p> <p>○ 入札時の工事費内訳書と低入札価格調査で提出された積算内訳書の金額が異なる理由を聞いているか。</p> <p>○ 最低価格入札者に対して、低入札価格調査で積算内容に不備がないかどうかについて確認しているが、落札業者も同じように確認したのか。</p>	<p>○ 報告書の3号様式では、積算の内訳の金額を提出することとなっている。本来、同額となるはずの入札時の工事費内訳書と低入札価格調査で提出された積算内訳書の金額が大きく異なっていた。</p> <p>また6号様式については、所定の様式で作成されていなかった。</p> <p>したがって、3号様式及び6号様式が共に書類不備であるため、事情聴取を中止した。</p> <p>○ 最低価格入札者は、入札時、予定価格に対して、約2千万円低い金額で入札した。低入札価格調査時に提出された積算内訳書の金額は、入札時の工事費内訳書の金額よりも更に低い金額であった。</p> <p>○ 業者に確認したところ、提出した積算内訳書に誤りがあったとの説明を受けた。</p> <p>○ 落札業者についても、入札時に提出された工事費内訳書について確認をしている。低入札価格調査の対象となった第1順位者に対しては、低入札価格調査実施要領に基づいて、一定の内容を確認することになっているため、その確認を行った。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 業者ごとに、過去に低入札価格調査対象者となった回数や低入札価格調査報告書の提出回数、提出しなかった回数、ヒアリングの実施回数などの記録は残しているのか。 ○ 入札時の工事費内訳書と低入札価格調査で提出された積算内訳書の金額が異なり、積算内訳書の方が低かったとのことだが、より一層低い金額で工事が出来るというのが正しい積算だったということか。 ○ 調査のヒアリングを実施する目的は、適正な履行を確保することであり、書類を審査すること自体が目的ではないということを念頭に置いて調査を行ってほしい。 ○ 1者辞退があったが、この辞退について、相手側の意向を聞いているか。 ○ 落札業者の工事費内訳書も確認したとのことだが、落札業者の入札金額と工事費内訳書の内容は同額だったのか。それとも金額は若干上回っていたのか。 ○ 入札金額と工事費内訳書の内容について、何か規定があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ そのような記録は残していない。 ○ 入札時の工事費内訳書と低入札価格調査で提出された積算内訳書を確認したところ、金額のほかにも、材料や管口径、仕様などが異なっていたり、数量が合っていなかったりするところを確認されたため、低入札価格調査で提出された積算内訳書は適正ではないと考えている。 ○ 辞退届において、下請け業者の確保が困難であることを確認している。 ○ 同額である。 ○ 内訳書と入札金額が一致していなければ、その入札は無効となる。
---	---

○ 1回目の入札で予定価格超過となった場合、商慣習では、当初の見積金額から値引き等を行い、最終的に当初の見積もり金額を下回った金額で契約をすることが多い。

内訳書と入札金額が一致していなければ無効となるという取り扱いは、こういった商慣習を無視した取り扱いになっていないか。

○ 再度入札になった場合においても、業者の見積期間を設け、再度工事費内訳書の提出を求めているため、再度入札における入札金額と工事費内訳書の金額は一致することとなる。

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札（事後審査方式） 【千葉県立千葉商業高等学校塀等安全対策工事】</p> <p>○ 4月に本案件を指名競争入札に付し不調となっているが、指名競争入札を執行したときと、今回の一般競争入札を執行したときの条件の違いはなにか。</p> <p>○ 一度取止めとなった案件を再度執行するにあたって、積算の見直しは行ったのか。</p> <p>○ 工事の一部を取り止めて予定価格を下げたということは、必要のない工事も当初の発注に含まれていたということか。</p> <p>○ 落札率が100%になった理由はなにか。</p> <p>○ 変更契約で金額を増額した理由はなにか。</p> <p>○ 本件を落札した業者は、指名競争入札時に応札した1者と同一の業者か。</p>	<p>○ 資格要件のうち、地理的要件を千葉土木事務所管内から千葉県内に、等級要件をA等級から、A又はB等級に拡大している。</p> <p>○ 設計の内容を精査して、工事の一部を取り止めることとした。</p> <p>○ 当初は、学校敷地内にある土留めの柵渠板の撤去工事も予定していたが、敷地内の土留めよりも安全面において重要度の高い道路沿いの塀等の工事に特化したものである。</p> <p>○ 予定価格を事前公表しているためと思われる。</p> <p>○ 古い塀を撤去し、新たにフェンスの基礎を設置する必要があったが、地中に障害物があることが分かった。 また、当初は、樹木の枝払いのみを想定していたが、根から撤去しなければ施工できない旨業者から申出があったことなどが変更の理由である。</p> <p>○ 同一の業者である。</p>

<p>○ 契約変更は、工事の着手後に予期せぬ事象が生じた場合に止むを得ず行うものであり、原則として当初契約の中にすべての事項を盛り込むこととなっている。</p> <p>　　今後はそのような点にも留意して契約事務を行っていただきたい。</p> <p>○ 学校の工事は、基本的に夏休みなどの長期休暇を利用して行うことが多いと思うが、6月の発注となった理由は何か。</p>	<p>○ 生徒も通行する学校の外側の道路でも作業を行うため、できるだけ早く工事を行う必要があった。</p>
---	---

事案4 指名競争入札

【県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（土屋工区）】

- | | |
|---|--|
| <p>○ 本件は最低制限価格と同額での落札となっており、入札結果において、12者のうち5者が最低制限価格を下回ったために失格、4者が最低制限価格と同額での入札により抽選となっているが、こういった結果になったのは何故か。</p> <p>○ これだけの業者が最低制限価格で入札してくるということは、県で積算している金額が高いのではないか。
この結果を、次の積算に反映するべきではないか。</p> | <p>○ 当事務所の発注では最低制限価格で横並びになることは、しばしばあることである。業者の積算精度が向上しているほか、積算基準や最低制限価格実施要領も公表され、積算単価は県単価もしくは物価版に掲載されている単価を使用している。
また、非掲載の単価については、入札質問書が提出され、それに対する回答で単価についても公表しており、業者において適正に算定された結果と考えている。
失格者がいることについては、業者から内訳書で提出された直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の算出根拠は発注者ではわかりかねるが、算出の過程において、端数の丸め方などにより、差が生じたと推察される。</p> <p>○ 積算については基準に基づいて適正に行われたと考えている。
また、単価や歩掛かりについては公共工事労務費調査が国土交通省によって毎年行われており、実態に即して適宜、改定されている。
また、地区単価が決まっているので、それに基づき適切に積算している。</p> |
|---|--|

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【市川警察署内装改修空調設備工事】</p> <p>○ 平成29年度契約の「市川警察署内装改修機械設備工事」について、なぜ工期を延期することとなったのか。</p> <p>○ 平成29年度契約の「市川警察署内装改修機械設備工事」の契約打ち切り後、工事続行のため入札を再度行った機械設備工事が不調となり、設計を見直して再度入札しているが、工事名を変更しているのはなぜか。</p> <p>○ 機械設備工事の当初契約打ち切りについて、業者に責任はないとのことだが、発注者側に責任はないのか。</p> <p>○ 業者の入札額が大幅に高いのは何故か。</p> <p>○ 入札の規定上、低入札価格調査時には事情聴取をすることとなっているが、予定価格超過の場合に事情聴取をする規定はないのか。</p>	<p>○ 当該工事は、市川警察署内を全面改修するにあたり、建築、電気、機械設備工事を分離発注しているうちのひとつである。 建築工事の入札不調が続いたことなどから、既に契約済みであった電気、機械設備工事についても、建築工事の工期に合わせて工期延期せざるを得なかったものである。</p> <p>○ 当初は、「給排水設備工事」と「空調設備工事」を併せて「機械設備工事」として発注したが、入札が不調となったことから、工事内容を分離し「給排水設備工事」と「空調設備工事」に分けて入札を行っているため、別の工事名となっている。</p> <p>○ 本件は、関連する建築工事の入札不調等、不測の事態によるものが原因である。 契約業者とは早い段階で工期延期について相談し、納得していただいた上での契約打ち切りとなっている。</p> <p>○ 入札業者の積算は、市場価格に比べて機器費が高く見積もられていたためである。</p> <p>○ そのような規定はない。</p>

<p>○ 契約変更しているが、変更内容は事前に予測出来なかったのか。</p> <p>○ 入札額より安く随意契約し、増額の変更契約していることについて、事前に予測できないとしても、当初の設計段階から注意していただきたい。</p>	<p>○ 関連する建築工事の影響によるものや、施工してから判明した問題点等による設計変更であり、事前の予測は不能であった。</p> <p>○ 改修工事の場合、施工後に設計変更せざるを得ないことがあるが、現地調査等を含め設計段階から注意するよう努めたい。</p>
---	--

委員講評

- 制度通りに事務手続きを行っているということは理解できるが、何故このような問題が起きるのかを考え、必要があれば制度自体を変えていかなければ改善していかないのではないかと感じた。
- 入札の結果から、何故このようなことが起きたのか、その原因を知るために必要なものがあれば業者に事情聴取を行ったり、資料を入手するなどして現状分析をしていく必要があるのではないか。
- 今回の会議資料を見ると、作業員や警備員一人ひとりの労務単価にかなり開きがある。積算については、国の指針や積算資料に基づいて行っているとは思いますが、このような実情を踏まえ、低入札価格調査制度を含めて今後どういった運用をしていくのかということも考えていく必要があると感じた。
- 低入札価格調査制度については、実際の現場の実情と乖離が生じているのではないかと感じた。誰のための制度なのか、ということを考えた上で、税金が有効に使えるような運用を考えてほしい。
- 個別案件の審議の中で指摘を行っているため、講評としては特にありません。